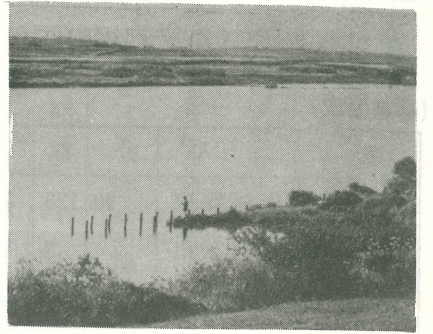




広報

とね

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和51年5月20日発行 No 146



▲この写真は、産業道路の舗装工事で、3月半ばに撮影したのですが、現在では、羽根野から横須賀までの2,557mが立派に完成しております。

議会だより

○議案第十八号 昭和五十一年度利根町国民健康保険特別会計予算について
昭和五十一年度利根町国民健康保険特別会計予算は次のとおりです。
事業勘定の総額は、歳入歳出とも

二億八百六十八万一千円
直営診療施設勘定の総額は
歳入歳出とも
三千六百三十五万五千元
なお、歳入歳出については別表のとおりです。
○議案第十九号 昭和五十一年

つづいて保存いたしましたよう



▲危険校舎に指定された文小学校。現在の場所から少し離れた新しい用地に新築されることになっています。

年度利根町広域下水道建設用地買収事業特別会計予算について
昭和五十一年度利根町広域下水道建設用地買収事業特別会計予算は次のとおりです。
歳入歳出とも総額で
十萬六千円

◎歳入
○県支出金 一千元
○繰越金 十萬四千元

○諸収入 一千元
歳入合計 十萬六千円
◎歳出
○下水道費 十萬六千円
歳出合計 十萬六千円

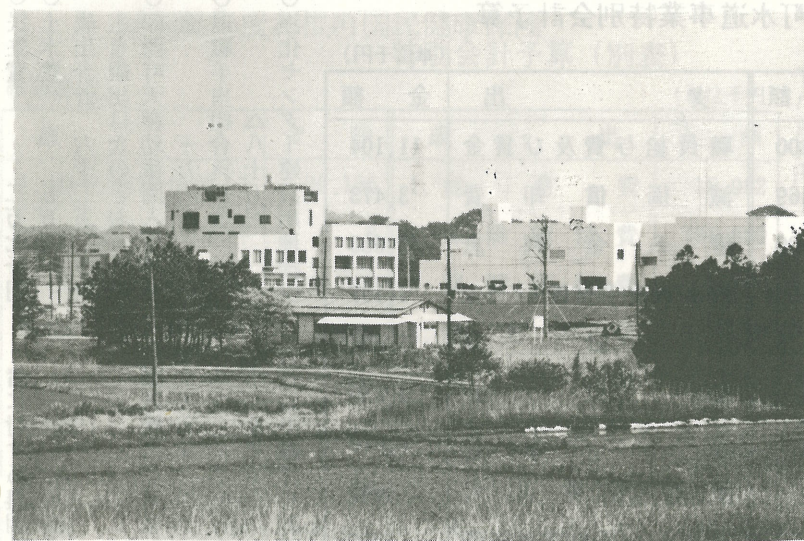
【おことわり】
この議会だよりは先月号のつづきです。

(2)頁へつづく

置を講じてあるということである。(つまり、免税ではないが免税と同じ措置をとったということである。)

ただし、最初から無税というの、税法上問題があるの、県へ強く要請し、納税する分は、それだけ土地代金に上乗せして地主に支払っていただいたわけである。

しかしながら、土地提供者



▲あたかも白亜の殿堂の如く、その姿をあらわした浄化センター。
5月6日利根川の堤防上から撮影。

でも、従来の農業所得や出稼ぎによる所得については、当然課税対象となり、地主の中にはその分まで無税だと考え違っている者もあつたようであるが、これは誤りである。なお、健康保険税については、含まれておりませんのでこれはいったん納めていただき、同額をなんらかのかたちで納税者にお返しするという

ことである。

大塚開発課長答弁 全体的には、ただいま町長がお答えしたとおりであるが、四十八年当初、県開発公社では、代替地でありながら、買収という方法で扱ったものもあるように記憶しておるので、この分については、くわしく調べてからお答えする。

質問 土地改良区事務所に対し永年排水路の掘り下げ仕事を頼んでいるが、町へ頼んだようには、工事が能率的に手軽にゆきません。いちいち請負業者に頼み、早急には仕事ができない状況です。

再三不便をきたしておりまして、町でも小型ユンボ一台を備えておきたいと思いがすが。

町長答弁 農業用排水路の整備については、利根町の場合各家庭から流れる雑糞水も含めて、公共下水的な役割を果たしてあるので、土地改良区のみならず、町でも三年に一度ぐらひは、土地改良区へ負担金を納入して必要とところは、排水路の浚渫(しゅんせつ)を実施してきたわけである。

しかしながら、町でユンボまで買って浚渫することには問題があるので、今後とも土



▲田植も写真のように機械でできるようになりました。農家の皆さんご苦労さま。
5月6日福木〜羽中間の県道から撮影。

地改良区へ要請しながら、町からも一部助成をして必要に応じて整備を行いたい。

質問 農業後継者の結婚相手を広くさがしてあげる相談所を中央公民館に開設する必要があると思うが、教育長による考えがあつたらお聞きしたい。

武藤教育長答弁 公的な結婚相談所を開設するとなると当然、花嫁、花婿のリストを作らなければならぬが、その際お互いに希望の相手がいるかどうかを調べるについて、そのリストを公開しなければならぬわけである。

これは、非常に困つた問題で、他町村でもトラブルが起つた例があるが、いわゆるプライバシーの侵害という問題(5)頁へつづく

題が発生するわけである。

憲法第二四条の「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」という趣旨さえ定着すればなんのことはないのであるが、農村では、家柄とか財産だとか親戚関係云々などで結局は、相談所の責任問題が問われることになり、この点が私どもの頭痛のたねとなっているわけである。

そこで、私どもの研究課題としては、やはり社会教育全般を通じて、この件を前向きに検討したいということである。

したがって本年は、本腰を入れて公民館活動の中で、重要な研究課題としてとり組みたいと思うので、もうしばらくお待ち願いたい。

質問 県道の雑草の中や用水路にあきかんやらゴミ袋等がたくさん捨てられておる。自動車から捨てられたものが多いと思うが、区長さんを通じて清掃するようお願いしたい。

また、予防するために、絶対捨てさせない立看板も必要と思う。各区に対しても道路用水路の愛護のため、清掃助成金を増額して、県道両側に美しい花を咲かせるよう指導していただき、利根町を通る皆さまに見せたいものである



▲3月10日浄化センター敷地内で、利根町公共下水道建設事業起工式が行われました。

町長答弁 このことは、ご指摘のとおりであり、公徳心の欠けておる昨今どの市町村でも頭を痛めているようである。そこで、区長さん方に協力をお願いするほか、立看板を設置するなり、住民の公徳心をさらに高揚させて不法投棄をさせないよう指導したい。

道路の美化については、毎年青年会、婦人会、老人クラブ

等の協力を得て、花を植え美化運動を行ってきたが、今後とも続ける考えである。

また、道路清掃助成金の増額ということであるが、かつては区長が先きに立つて、道普請なり、用水路の整備などをやってきたのであるが、お互いに自分たちが利用する道路なのだから、区長さん方のご協力や公徳心の高揚をお願い

流域下水道及び公共下水道の建設に伴う問題点

B議員

質問 流域下水道建設に伴って発生した被害について、町当局の対策が、住民の要望にこたえてないので、特別の体制をとって、早急に住民の意志をとり入れた形で解決を図る意志があるかどうか。

また、県からの流域下水道事務費の内容についてあきらかにしていただきたい。

町長答弁 利根町は、流域下水道建設に関しては、他の市町村よりもはるかに積極的に総力をあげて関係住民と話し合いをしながら取り組んでいるということをはつきりと申し上げる。

そこで、ご指摘のように、物心両面で迷惑を被つたり、いまだに補償等について、未解決のものもたしかにあるにはあるが、これについては、先般も県の上層部に話をして、おそくとも三月末までには、いっさい解決を図るよう強く要請した。

県からも毎日のように関係者が来町して、未整理のもの解決に努力を続けているのは事実である。

また、新しい体制をつくらうかというご意見であるが、私としては、従来の建設委員会が十分であると考えている。

県から交付される一千五百万円については、当時四十八年であるが、税務課長を通じて、ここに工場を誘致したならば、どのくらいの金があるかを調べさせた結果、五、六百万円ということであったが、したがってこの額は、県としても異例の措置であつたと

思う。またこの件は、スライ
ド制をとることも約してある
し、事務費については、課長
から説明させたい。

流域下水道の場合の企業負
担金については、当初予算に
は計上されていないが、一応
寄付金というかたちで莫然と
してはいるが、補正によって
あとからはいつてくるのでご
理解願いたいし、なお、当初
は人口割によって町も一部は
負担するというのも事実で
ある。

大塚開発課長答弁 流域下水
道工事については発生した被害
の対策については、町長の答
弁のとおりであるが、事務費
の内容についてはのべると次の
とおりである。

昭和四十八年六月三十日か
ら委託事務をやっているが、
五十年七月までに五回にわた
り合計四百四十九万六千円ほ
どいただいている。そのうち
五十年七月にいただいた九万
六千円については、稲作補償
ということ、現在もそのま
まにしておりまして、産業
課とも相談し、よく調査した
上で、該当者に支給するよう
話し合いがつけられている。

あとの四百九十万円の事務
費については、いづれも監査
を受けており、五十年度は四
十萬二千円の繰越しがあり、
現在は十萬円ほど残っている
質問 長期公共下水道計画に
ついて伺います。

大塚開発課長答弁 長期公共
下水道については、五十一年
から五十五年までの五か年計
画はできておるが、それ以後
の計画はまだできておらず、
県からも内示がないので、ご
報告できるのは、五十一年か
ら五十五年までの四億二千万
円という総事業費に対して、
三億七千万円の補助事業があ
るということをご記憶願いた
いと思う。

当町下水道計画は、本年の
一月に計画が決定し、二月十
九日に事業認可をとり、五十
年度としては、三月十日に浄
化センター内で起工式を行っ
たが(鹿島建設KK総額約一
千万円)ここから一応公共下
水道事業として発足したわけ
である。

いづれにしても、下水道に
ついては、財政上問題点が多
く、はっきりした点を皆さん
に申し上げることは不可能で
あると思う。

質問 上水道建設の深井戸工
事は、先般の議会における発
言と異って、工事着手前に関
連住民と十分話し合いが行わ
れていないように見受けられ

る。町長の姿勢についておた
ずねする。

町長答弁 上水道の問題につ
いては、指摘されるまでもな
く、建設委員会や水道運営委
員会を中心となつて、部落懇
談会を行っている。

例えば、内宿や新町にしろ
多少相前後しても住民の納得
のゆくまで話し合いをしてお
り、議会でも報告したとおり行
っている。

ただ問題は、井戸は掘るに
は掘ったが、必要になるのは
二、三年後であり、人口の増
加に伴って徐々にくみ始める
わけで、その間に十分検討の
上で、おぼえ書きは統一した
ものを作りたい。

月例出納検査の結果について

C議員

質問 地方自治法第二三五条
の二の規定並びに同条第三項
の規定に基づき、監査及び報
告が義務づけられているので
あるが、収支の状況及び予算
の執行状態を知ることによつ
て、町政のあり方、推移を判
断できるのであつて、文書を
もつて報告願いたい。

秋山収入役職務代理者答弁
本来ならば、監査委員会の
事務局で、このような報告は
処理されるわけであるが、本
庁には、事務局がないので、
私がかつて報告していたわ
けである。

五十年年度の監査状況につ
いては、四月から六月までは選
挙があつたため、監査は行わ
れず、七月八日、九月八日、
十月二十九日、五十一年一月
十五日、二月二十日と五回監
査を受けておる。

そこで、七月八日の監査結
果は七月二十五日付で議会に
報告されており、二月二十日
に受けた監査の結果報告につ
いては、のちほど鈴木監査委
員から報告があると思う。



▲布川小学校の校庭拡張も本年度の大きな事業の一つとなっております。

したがって、その後の開発
業者に対しては、それぞれの
分野で試算を行い、適正な条
件をだしておる。

大塚開発課長答弁 利根町で
は現在、布川台地に土地所有
者が貸家を建てているのを見
受けるが、個人が貸家を建て
ることについては、一、〇〇
〇㎡以下ではあるが、町はな
ら措置を講じていない。

質問 草刈条例を作る意志が
あるか。

町長答弁 草刈条例について
は、町としてはすでに条例を
制定する用意があり、案がで
きておる。

しかし、現在はまだ指導の
段階であり、もうしばらく状
況をみた上で条例制定をした
(7)頁へつづく

民との仲介的な立場にありう
るとのこと。

第二には、施工者に対して
の不正工事を防止するという
こと―議員がそこにいると
いうことだけで円滑な工事が
できるとのこと。

第三には、議員は執行機
関と協力して町の円滑な行政を
やるという任務があるわけ
である。

そのためにも、建設委員会
というのには、法的なものでは
ないが、考え方としては、地
域の住民から選出された者で
あるし、住民の幸福を増進す
るために、執行部と協力して
行政の成績をあげるべきだ
という以上の三つの立場から自
治法のみならず、執行権等
の浸害をしない程度で工事に
協力してもらいたいと思う。
以上のように、今後とも従
来どおりのご協力をお願いし
たい。

いと考えている。

質問 一人暮らし老人の電話
設置を行う意志があるか。

町長答弁 設置する意志はあ
るが、その前に愛のブザーを
とりつけることになつてい
る。利根町の独居老人は、現在
三十四人であり、その中で電
話がないのは十人である。こ
の愛のブザーは、ボタンを押
すことによつて隣家へ通じる
ようになつてい

鈴木厚生課長答弁 ご質問の
件は、善意銀行の運営委員
会で審議されたわけであるが、
ホームテレフォンは、電波管
理法または電気通信法に基づ
いて違反となるので、とりつ
けることは不可能なので、愛
のブザーをとりつけるべくた
だいま準備中である。

質問 ホームヘルパーを充実
することについて

町長答弁 ホームヘルパーは
現在一人であるが、ホームヘ
ルパーを必要とする老人があ
つた場合は増員する用意があ
る。

質問 義務教育の父母負担の
軽減について

武藤教育長答弁 副読本につ
いては、昨年度は道徳だけ予
算を計上したが、本年度は、
学校側から要求のあつたもの
は全額予算化した。

質問 取手協同病院の建設に
伴う土地代として、負担金を
町として出すわけであるが、
救急医療を行うよう町として
条件を出すべきである。

また、町内医療体制の充実
について伺います。

遠山保険衛生課長答弁 救急
医療については、現在の日本
の医師の数では無理なので、
指定は受けないが、指定に準
じた救急医療をするというこ
とである。

また、町内の医療体制であ
るが、医者は、せつかく開業
しても採算のとれないところ
へは来ないと思う。

そこで、一日も早く宅造を
進めて、人口の増加を図り、
外科医や産婦人科医が自ら来
るような体制にするのがい
ちばんよいと思う。

質問 町内の中小商工業者の
保護対策について

(注) 先般の質問の際の答
弁と同じにつき省略。

質問 議会運営及び議員の品
性について

関口議長答弁 議会について
は、のちほど協議会を開いて
十分皆さんと検討し、議会の
運営を円滑にやつてゆきたい
と思う。

**死をまねく
シンナー・ボンド
の乱用**

取手地区青少年相
談員連絡協議会

『利根町消費生活友の会』発足

―豊かで安全な生活をめざして―

今、私たちの回りには、四季を問わず豊富に出回る食品、美しい食品があふれています。ところが、その中味には、日もちをよくするため、講買意欲をかきたてるための人為的な加工がどんどんすすんで、自然のものから遠くなりつつあるばかりでなく、発ガン物質などの健康を害するものが加えられていることに気づいた時、各地で健康を守り、くらしを守るため、人々は、消費者としてのつながりを作り直しました。

県でも消費者保護条例が作られ、県消費生活センターでは、県民の消費生活の苦情相談、商品テスト、消費者リーダー養成などの活動を行っています。

利根町にもこの四月、消費者リーダー(四回生十三名)が中心となり、役場、各婦人会が各種団体の方々のご賛同を得て「利根町消費生活友の会」が誕生しました。

豊かな物資、あふれる情報の中から、何を選んだらよいか、皆で勉強いたしましょう。



▲利根町消費生活友の会の皆さん。
4月14日役場の会議室で撮影。

会では、子どもたちに、おやつを例にとつて、正しい食品の知識を伝え、また食品添加物のパネル展示なども計画しております。

皆さんの参加をお待ちしています。



社協だより

各種貸付金のご利用
福祉関係の貸付金は、現在の次のようになっています。

- ①世帯更生資金
低所得世帯更生をはかるため
- ②小口貸付資金
低所得世帯の一時利用を目的として
- ③母子福祉資金
母子世帯の福祉を目的として

①、②は、社会福祉協議会、
③は、役場厚生課の児童福祉係へ：

時代の変化に伴って、貸付の枠も増大し、低所得世帯に大きく役立つております。

利用者も逐次増加しております。皆様の中にも利用を希望されて、資格に該当される方は、大いにご利用くださるようおすすめていたします。

細部については、社協、厚生課、または民生委員におたずねください。

独居老人宅に愛のブザーを設置

ただいま、独居老人宅に愛のブザー設置の準備をすすめておりますが、知らない間に計画にもれる方ができるよう



な場合もないとは言いません地域社会全体の責任でみんなが安心して生活できるように協力ください。

ちかく設置しますので、もし、もれているような方がありましたらえんりよなくご連絡ください。

心配ごと相談
毎週月曜日の午後一時から利根町公会堂に相談員がお待ちしております。気軽においでください。

利根町人事

四月一日

住民課長 鈴木 貞
(同課課長心得)

保険衛生課長 遠山正八郎
(同課課長心得)

税務課長心得 高橋 幸雄
(同課課長心得)

●ご教示ありがとうございます●

広報とね三月号について、町内のある方から、誤字や誤植、言葉の重複等について、ごまごまご教示をいただきました。ありがとうございます。

係りとしては、常に細心の注意をはらっているつもりですが、今後ともお気づきの点がございましたら遠慮なくご教示くださるようお願いいたします。(広報係・山田幸夫)

て苦情などを直接聞き、その声を税務署に伝えております。今年の竜ヶ崎税務署管内の国税モニターは次の方々です。みなさん、お気軽にご利用ください。

取手市取手二―一―二一
矢羽根本家(株)
代表取締役 根本 隆
電話取手(2)〇五八二

竜ヶ崎市砂町二七九三
のぶた化粧品店々々主
信田東男
電話竜ヶ崎(2)四九五九

江戸崎町江戸崎甲三〇一九
川尻酒店々主
川尻昌平
電話江戸崎(2)二六一七



▲蛟蛸神社・奥の宮

老女8人組が毎月明神様を清掃

(立木)

～秋は立木の明神もりがヨ
かがりたく火に赤々と
行つて見るばか背中を向け
て

寝てる氏子も
寝てる氏子もやはりばか
ヨツテケ利根町ヨツテケ

ナ どうせばかならソレ行く
がよい

：は、宮本和也さん(福木)
作詞の「利根町ヨツテケばやし」の一節であるが、この明神様(大字立木の蛟蛸神社・奥の宮)の秋の祭「ばかまち」は、かつては、近郷近在にそ

の名をとどろかせたほどの有名な祭りであった。

時代の変遷とともに、この「ばかまち」もいつしか忘れられようとしているが、杉や松、椎の木立に囲まれた広い明神様の境内を毎月のようにきれいに清掃している8人組がいるとのこと。

同じく立木の本谷信さんの語るところによると、8人組というのは、次の人たちで、農繁期を除いて今後とも清掃を続けていくとはりきつていくとのことだ。

とかく公德心の欠如が問題

戸籍謄・抄本等の手数料改定のお知らせ

お知らせ

なっているおれから心あたたまる話題としてご紹介いたします。皆さまご苦労さまです。

- 大字立木
- 大古 わかさん (80)
 - 石井 いくさん (78)
 - 本谷 むめさん (77)
 - 角田 てるさん (70)
 - 大古 きみさん (70)
 - 井原 富子さん (67)
 - 杉山 たけさん (63)
 - 角田 きよさん (61)

このほど、戸籍手数料令が改正され、五月一日から戸籍の謄・抄本の手料は、枚数に関係なく一通につき、二〇〇円になります。改訂される手数料のおもなものは、後記のとおりです。

戸籍の謄・抄本等を郵便で請求される時は、必ず現金書留か郵便局の定額小為替で手数料を納めてください。

特に定額小為替は、一〇〇円単位の送金に便利で、一、〇〇〇円以下の送金の場合、料金は、わずか一〇円です。から手軽に利用できます。

なお、郵便切手で手数料を

身近かにいる 国税モニターのご利用を!

税金について悩んだり、いろいろな意見をお持ちの方も多いかと思えます。

そこで、税についての意見や要望をお聞きして、さらに改善するために、税務署では国税モニターを委嘱しています。国税モニターは納税者の方々からの意見や要望、そし

商工会だより

●通常総会開催日は五月二十五日

四月十六日の理事会で、総会開催日は五月二十五日と決定いたしました。

○開催日時 五月二十五日(火)午後一時半
○開催場所 利根町公会堂
○提出議案
議一、昭和五十年年度収支更正予算(案)について
議二、昭和五十年年度事業報告並びに収支決算承認について

議三、昭和五十一年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について
議四、昭和五十一年度商工会借入限度額並びに借入金金融機関の決定について(案)

●街路灯修理について
「明るい町をつくろう」という主旨から、防犯灯を兼ねた街路灯を建設してから五年になりました。

そこで、街路灯の修理について問い合わせがありますのでお知らせいたします。
○球交換 一灯につき四、〇〇〇円

内訳(初回の修理)
会員各位からの預り金 一、〇〇〇円
商工会助成金一、〇〇〇円
本人負担額 二、〇〇〇円

二回目の修理については、本人負担額は三、〇〇〇円です。

○修理の必要が生じた場合は商工会事務局へすぐ電話してください。
○せつかくつけた「明かり」をたやさないように心掛けてみましょう。

●商工会推せんについて
外交出張販売または広告その他の注文の場合に商工会推せん、後援の時は、必ず業者に商工会印のある証明書を持参させますので、今後よろしくお願います。

(五十年十月六日第四回理事会議決)
●金融だより
経営改善融資制度の申込受付は、申込順になりますので希望者は早めにお願います。無担保、無保証人、年利七・〇%の好条件融資制度です。申込用紙は事務局にあります。

第一期融資 四月六月
第二期融資 七月八月
第三期融資 十月十二月
第四期融資 一月三月
●利根町精工組合手間代決まる

昭和五十一年五月一日から次のとおり手間代が改正されましたのでよろしくお願いたします。

全職種手間一人当たり 六、〇〇〇円
○扶持料一食二〇〇円を含む
○機械使用の場合は手間代の一割増とする。

●お知らせ
六月は商工会青年部・青色申告会・法人会の総会が開催されます。

中堅青年海外派遣団員募集

県では、茨城のあすを築く青年リーダー養成の一環として、本年度も中堅青年海外派遣事業を実施することになり団員の募集を行います。

- (1)派遣先||ヨーロッパ各国(デンマーク、東西ベルリン、チェコスロバキア、イタリア、イギリス、フランス)
- (2)内容||現地青年との交歓、民宿、福祉施設等の視察等
- (3)時期||昭和51年9月16日から29日まで(14日間)
- (4)応募資格||地域・職域の中堅青年として活動している20才~25才の男女(学生及び外国旅行経験者を除く)
- (5)応募方法||応募しようとする者は、応募書類を整えて町役場の青少年担当課窓口(厚生課)へ昭和51年6月10日(木)までに申し込むこと。
- (6)経費||参加者負担金20万円他に渡航手続経費、事前事後研修参加費等は個人負担※その他、募集について詳しく知りたい方は、県青少年課、生活福祉事務所、町役場厚生課窓口へお問い合わせください。

町勢	(昭和51.5.1現在)
世帯数	2,260
人口	9,760
男	4,805
女	4,955
発行所	利根町役場 係
町長集	小島栄一 2211, 2212
編集	総務課 2213, 3733
電話	〔利根〕 (029768)
印刷	倉沢印刷株式会社

泰平一家

